

ごみゼロ運動実施要領

1 実施日の設定について

ごみゼロ運動を市内一斉に実施するため、基準日を設けますので、各自治会等は出来る限り基準日に合わせて実施をお願いします(既に別の日に計画がある場合は既定の計画日で結構です。)

基準日に行う場合は、正午までに各自治会等で設定したごみゼロ運動用の臨時集積場所にごみを出してください。

ごみの収集は、基準日に実施した自治会については当日の午後から収集し、それ以外の日を実施した自治会については実施日の翌日以降の収集となります。なお、道路側溝の排土については、後日収集します。

2 令和7年度のごみゼロ運動実施基準日

春・・・令和7年5月25日(日)

秋・・・令和7年11月2日(日)

※上記基準日に雨天の場合の対応について

別紙のごみゼロ運動(一日清掃)実施計画書「1 計画日時」記載の「※雨天の場合の対応」で、「(1)別日への延期」又は「(2)雨天でも実施する」の、どちらの場合を選んだとしても市でごみを収集します。

3 ごみゼロ運動用の臨時集積場所の設定について

(1)ごみゼロ運動用の臨時集積場所を設置してください(家庭ごみの集積場所には出せません。)。

(2)実施計画書(環境美化推進員に送付)に集積場所の略図を添付し、環境政策課に提出してください。

(3)自治会内等、参加者へ臨時集積場所について周知を徹底願います。

なお、臨時集積場所の数は極力少なくして、収集の効率化に御協力ください。

4 清掃範囲について

ごみゼロ運動は、路上等に散乱しているごみの清掃が目的であり、家庭からのごみの搬出や事業系ごみの搬出は出来ません。

また、空地、空き家等の民地には立ち入らないようお願いいたします。

5 ごみの分別方法について

ごみの分別は、市で指定している家庭ごみの排出方法と基本的に同じです。

ごみの分別の徹底をお願いします。搬出に当たっては、ごみゼロ運動用の専用の袋を使用してください。

ごみゼロ運動の分別方法

ごみの区分	種類・注意事項	袋の種類・色
① 燃やすごみ	紙類、落葉、草など	燃やすごみ専用（赤）
② 燃やさないごみ	ガラス、陶磁器等、プラスチック類 ペットボトルを含む。	燃やさないごみ専用（青）
③ 資源物	ビン、缶をそれぞれ分別する。	資源物専用（緑）
④ 有害危険ごみ	乾電池、スプレー缶など、有害ごみを含む。	各自で袋を用意してください ※透明または中身が確認できる透明性を有するビニール袋
⑤ 排土 （道路側溝の排土に限る）	排土はビン・缶や落葉、草などの混入物を取り除き、持ち運べる量を入れた後に袋を締める。	排土用の白い袋

【注意】

- ・落葉及び草は燃やすごみ専用の袋に、必ず土を落としてから入れてください。
- ・排土については、排土だけを入れるようにしてください。
- ・有害危険ごみ用の袋は各自で袋をご用意ください。
- ・上記の「種類・注意事項」に沿わない物は、一般収集と同様収集できませんので、ごみの出し方に注意願います。

【道路管理課からのお願い】

自治会等で道路側溝の清掃を行っていただいた排土は収集します。

ただし、側溝清掃の際に発生する落葉や草等については収集できませんので、分別していただくよう御協力をお願いします。排土は、処分場への搬出事情により、1週間前後収集できない場合もありますので予め御了承ください。

地域の皆様に周知徹底していただきますよう特段の御配慮をお願いします。

6 ごみゼロ運動用のごみ袋の配布について

(1)燃やす・燃やさない・資源物・排土用のごみ袋は、「ごみゼロ運動（一日清掃）実施計画書」の御提出と引き換えに流山市役所環境政策課窓口にて配付します。郵送、FAX、メールで、「ごみゼロ運動（一日清掃）実施計画書」を環境政策課へ御提出された自治会等については、環境政策課までごみ袋の引き取りにお越しく下さい。

(2)ごみ袋の必要枚数が年々増加傾向にありますので、当日使用する必要枚数を精査いただき、別添「ごみゼロ運動（一日清掃）実施計画書」に必要枚数を記入し報告くださるよう御協力をお願いします。※昨年度以前に配付したごみ袋が余っていれば、そのごみ袋も使用出来ます。

7 実施計画書の提出について

(1)別添（環境美化推進員に配付）の「ごみゼロ運動（一日清掃）実施計画書」に必要事項を記入の上、環境政策課へ下記の日までに御提出願います。

・基準日（11月2日（日））に実施する場合…10月17日（金）まで

・それ以外の日に実施する場合…実施日の2週間前まで

(2)ごみゼロ運動の臨時集積場所が不明確な場合や、「ごみゼロ運動（一日清掃）実施計画書」に示した臨時集積場所から外れた場所に、ごみが置いてある場合は、ごみの収集ができませんので、ごみゼロ運動の臨時集積場所の略図は目印等を入れ明確に記入願います。

また、古い地図を基にした集積場所の略図を提出された場合、場所の特定に時間を要し、回収が遅れる場合があります。新しい地図を基にした箇所図の御提出にご協力をお願いします。

(3)道路側溝の排土の有無を記入してください。(記入がない場合は収集を行い
ません。)

(4)「ごみゼロ運動(一日清掃)実施計画書」の、「1 計画日時」以外の時間帯
に、ごみを出されてしまうと収集できませんので、計画書の時間帯を守ってご
みを出してください。

8 その他

(1) 実施にあたっては下記の事項について注意してください。

- ① 無理な参加や過度な作業は行わないよう配慮してください。
- ② なるべく作業を効率化し、長時間の作業にならないように努めてください。
- ③ 道路側溝清掃時における蓋の上げ下ろし等には、充分注意してください。
- ④ 事故等に注意を払い、河川や沼、崖等の危険な場所には立ち入らないで
ください。
- ⑤ 清掃活動中、自動車などの通行に十分注意してください。

(2)家庭内の雑草及び剪定枝等については、ごみゼロ運動では収集できませんの
で、「燃やすごみ」の収集日(週2回)に出してください。(詳しくは流山市クリ
ーンセンターまでお問い合わせください。電話：7157-7411)

(3)分別が正しく行われない場合はクリーンセンター等で受け入れることができな
いため、必ず正しい分別をするよう周知をお願いします。

(4)ごみゼロ運動にて、家電や自転車など大型の不法投棄物を発見した場合は、
その場から物を移動させず、環境政策課へ連絡してください。

9 流山市担当課

- | | |
|------------------|-------------|
| ・ごみゼロ運動 環境部環境政策課 | 電話7150-6083 |
| ・道路側溝排土 土木部道路管理課 | 電話7150-6093 |